

内
受有
大正
八年
二月
三日

立
大正
八年
二月
三日
法
大正
八年
二月
三日

爵位
贈
長

宗
族
總
裁

宮
内
事
務
官

新
岡
縣
出
信
郡
長
鈴
木
七
郎
外
十
名
敘
位
ノ
件

二
千
九
百
五
十
五

大
正
八
年
二
月
一
日
裁
可
二
月
十
日
通
達
官
内
省

宮
内
省

小幡敬前、前
院國體地並時
新次米々々



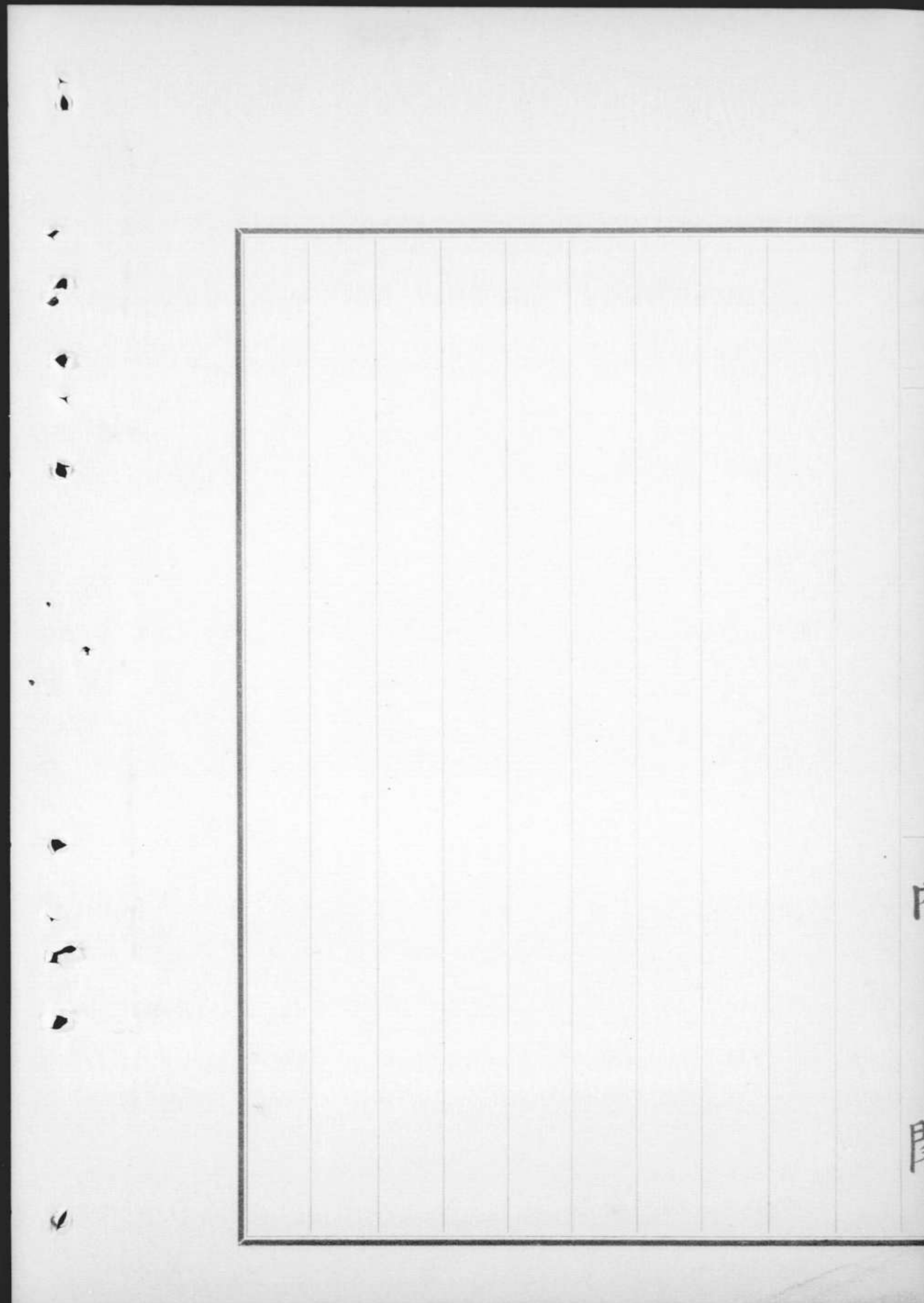
静岡縣安倍郡長鈴木七二郎外
十名叙位ノ件

右謹テ奏ス

大正八年二月一日

内閣總理大臣原 敬





内閣書記官長 第二一

大正八年一月三十一日

内閣書記官



内閣總理大臣

了

内閣書記官長



貳月 壹日 裁可

静岡縣安倍郡長鈴木七二郎外
十名叙位ノ件

本件中有部威宜ハ叙位受
官ニ付同ノ時ニ二月三日付
官卜身名本ニ名付所ニ

内閣書記官長
印

大正八年一月三十一日

内閣書記官



内閣總理大臣



内閣書記官長



貳月 壹日 裁可

静岡縣安倍郡長鈴木七二郎外
十名叙位ノ件

従五位 滿五年以上 静岡縣安倍郡長正六位勲等鈴木三郎

同 同 庵原郡長同 同 雀部威宜 二月三日付

右敍位進階内則第二條ニ依リ頭書ノ位ニ敍セ
ラレ度 謹テ奏ス

大正八年一月二十四日

内務大臣 床次竹二



内
務
省

從五位 滿五年以上 静岡縣安倍郡長正六位勲三等鈴木三郎

同 同 庵原郡長同 同 雀部威宜

右敍位進階内則第二條ニ依リ頭書ノ位ニ敍セ

ラレ度謹テ奏ス

大正八年一月二十四日

内務大臣 床次竹二郎



内 務 省

二月三日付達

正六位 大正三年十月十日 外務省翻譯官從四位勲等島居忠恕
右教位進階内則芽二條之依り願書、通
位一級進教被仰出候様仕度此段譯す
奏す

大正八年一月二十五日

外務省子爵内田康哉



外務省

記内
僅位ニ云

正七位大正八年一月十日官幣中社貴船神社宮司從今澤昇
正七位大正八年一月十日國幣中社大縣神社宮司林太郎
從七位大正八年一月十日別格官幣社梨木神社宮司大森雄
右神宮竝官國幣社職員敘位内
則第五條ニ依リ頭書ノ通り被
爲敘度
謹テ奏ス
大正八年一月二十五日

内務省

内務大臣床次竹二郎



在職者

正七位

三年一月廿日
從七位

滿五年以上

專賣局書記從七位勲七等國道源藏

右者曩ニ相當位ニ叙セラレ爾來
在職滿五年以上ニ達シ平素職務
ニ精勵勤勞顯著ニ付叙位内則第
七條ニ依リ位階進級相成度謹テ
上奏ス

大正八年一月二十五日

大蔵大臣男爵高橋是清



大蔵省

在京

正七位 大正七年二月廿日 叙從七位 大正七年十二月廿日 月俸百五十圓 專賣局技手從七位勲七等大久保忠親

在地

正八位 大正七年十月廿日 叙從八位 大正七年十二月廿日 月俸百圓 稅務署屬從八位 中祖雅道

右者俸給昇進ニ付叙位内則第七條ニ依リ相當ノ位階ニ叙セラレ度謹テ上奏ス

大正八年一月二十五日

大藏大臣男爵高橋是清



大藏省

通伍九

從七位大正八年一月二十日
任通信技師兼通信省臨時調查局技師敘高等官七等丹野 猛
右敘位進階内則第二條に依り
謹う奏ス

大正八年一月廿五日

通信大臣野田卯太郎



内務省
記官
内任
ニ
ニ
ニ

從七位 滿三年以上 静岡縣警察醫官 高木 乙 熊
右敘位進階内則第六條ニ依リ頭書ノ位ニ敘
セラレ度謹テ奏ス

大正八年一月二十四日

内務大臣 床次竹二郎



内務省

裏面白紙

官幣中社貴船神社宮司從七位今澤昇
大正八年一月十日
官幣中社貴船神社宮司被仰付

内務省

裏面白紙

國幣中社大縣神社宮司小林太十郎
大正八年十一月十日 國幣中社大縣神社宮司被仰付

内務省

裏面白紙

別格官幣社梨木神社宮司大森正雄
大正八年十月十日別格官幣社梨木神社宮司被仰付

内務省

專賣局書記從七位勲七等國道源藏

明治元年舊氏名正月廿四日生

年	號	月	日	任	免	賞	罰	資格在職年數	通	算
---	---	---	---	---	---	---	---	--------	---	---

專賣局書記

勲七等
判任

大正三年 一月廿日 從七位

五年七日

同
八年
一月廿五日

年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日

大藏省

[illegible]

專賣局技手從七位勲七等 大久保 忠親

明治四年五月五日 舊氏名日生

年	號	月	日	任	免	賞	罰	資格	在職年數	通	算
---	---	---	---	---	---	---	---	----	------	---	---

任
免

賞罰

資格	在職年數	通算
----	------	----

專賣局技手
勲七等
判任

大正七年 二月廿日 從七位

同
年十二月廿日
月俸百五圓

同 八年 一月廿五日

年
月
日

年
月
日

年
月
日

年
月
日

大藏經

[illegible]

進叙履歴書

税務署属従八位中祖雅道

年 號月 日 任 免 賞 罰 資格 在職年數 通 算

明治四年五月八日生

判任

大正七年十二月廿日 從八位

同 年 十二月廿五日 八級俸

同 八年一月廿五日

年 年 年 年 年 月 月 月 月 日 日 日 日

大藏省

年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日

裏面白紙

別紙 鈴木七二郎外一名 敍位、件
上奏書進達ス

大正八年一月二十四日

内務大臣 床次竹二郎



内閣總理大臣 原敬 殿

内務省

人機送第八號

島居外務省翻譯官位階
進教一件

島居外務省翻譯官教位一件別紙
通上奏教候間可然御取計相成
度此段申進候也

大正八年一月二十五日

外務大臣子爵内田康哉



内閣總理大臣原敬殿

外務省

裏面白紙

内務省

84

別紙
神宮并官國幣社職負敘位ノ件
上奏書進達ス

大正八年一月廿五日

内務大臣床次竹二郎

内閣總理大臣原敬殿



裏面白紙

85

大藏省

大藏省第六六号

大正八年一月廿五日

大藏省男爵高橋是清



内閣總理大臣原敬殿

左記ノ件御執奏ヲ請フ

一上奏

判任官敍位

内閣
官制
第六号

大藏省

大正八年一月廿五日

大藏大臣男爵高橋是清



内閣總理大臣原 敬殿

左記ノ件御執奏ヲ請フ

一上奏

判任官敍位

官秘甲第一九八番

大正八年一月廿五日

逋信大臣野田卯太郎



内閣總理大臣原敬殿

別紙丹野猛敘位之件
上奏書進達ス

裏面白紙

内務省 第四九

別紙 高木 乙熊 叙位ノ件
上奏書進達ス

大正八年一月二十四日

内務大臣 床次竹二郎



内閣總理大臣 原 敬毅

内務省

大正八年一月三十一日

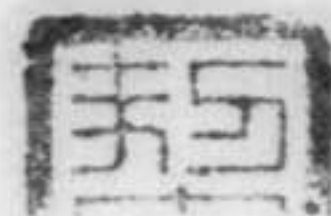
大正八年一月三十一日

内務大臣秘書官

内閣書記官

静子殿、慶東親王、准部威宣位進階、
義事、自辛酉上臺相、成り、今人、先
、故、退官、出、其、手、續、運、
、付、右、叙、位、退、官、前、步、差、令、教、山、様、
、

所、在、煩、々、



丙
大正八年二月三日
第六十一號

一、新國知庵、予、即、也、云、云、此、新、國、知、庵、宣、外、事、
右本日敍位相成候ニ付位記及回送候條傳達方御
取計有之度候也

大正八年二月三日

宗秩寮總裁侯爵井上勝之助

宮
内
省

裏面白紙